

# 長崎県立奈留高等学校 文化部活動に係る活動方針

## 文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

## 県教育委員会

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン  
(長崎県の文化部活動の在り方に関する方針)

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- ・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

## 文化部活動に係る学校の実情等

### 【生徒や保護者、地域の実情】

本校は、小中高一貫教育校であると共に離島留学制度実施校でもある。

中学校・高等学校共に1島1校で、双方に共通する文化部が吹奏楽部（音楽部）であったことから、中学校においても高等学校においても唯一の文化部として現存している。島の過疎化と共に生徒数が減少し、中学校と高等学校の合同練習や演奏会を実施している。部員に占める離島留学生の割合が増えるにつれ、吹奏楽未経験の生徒が増加したことから、演奏技能の向上に加えて、豊かな人間関係の構築や地域に愛される部としての具体的活動を目標に活動している。

保護者は、部員が部活動を通して技能を向上させ心身が成長する様子に肯定的である。地域の各団体は部活動の成果を披露する場を積極的に設け、生徒が自己肯定感を高めるのに非常に大きな役割を果たしている。

### 【施設等の使用状況】

本校音楽室及び奈留中学校音楽室

### 【その他】

特になし

## 本校の活動方針

### 【部活動のねらい】

学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するだけでなく、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることをねらいとしている。

### 【休養日及び活動時間】

ア 週当たり1日以上休養日を設ける。原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）に配慮する。

イ 長期休業中は、学校閉庁期間や離島留学生の帰省に留意し、連続した休養期間を設ける。

ウ 1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安とする。

※ 活動時間とは、生徒が実際に主練習や試合を行う時間。（準備片付けの時間は含まない）

### 【活動計画立案（大会や地域行事等参加の目安を含む）及び提出と公開】

ア 部顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

イ 「奈留高校文化部活動に係る活動方針」及び各部の活動計画を4カ月ごと（4月・8月・12月）にホームページに掲載する。

### 【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

ア 外部団体との合同練習等を通して活動や指導方法の見直しを図り、情報を共有する顧問会を年1回程度開催する。

イ 部保護者会を年に1回程度実施し、部の活動及び会計等について報告を行う。

### 【熱中症等の事故防止について】

ア 文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考に、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。

イ 高温・低温時の活動においては、生徒の体調やWBGT等に応じた活動を行うこと。

ウ 技能等各自の目標を達成できるよう、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

### 【生徒のニーズを踏まえた文化部設置の検討】

現在、全員部活動制であるが、離島留学生も含めた生徒の実態に合わせて、柔軟な活動を検討していく。

